

生活排水対策推進計画（案）

令和 9 年 3 月

安 城 市

—目次—

1. 計画改訂の背景

1. 1. 計画改定までの経緯

1. 2. 計画改定の趣旨

2. 地域の概要

2. 1. 地勢

2. 2. 河川

2. 3. 気候

2. 4. 人口

2. 5. 土地利用

3. 生活排水対策重点地域の現状及び動向

3. 1. 環境基準の達成状況

3. 2. 市内河川等の水質状況

3. 3. 油ヶ淵の水質動向

4. 市民意識の動向

4. 1. 市民意識

4. 2. 令和元年度と令和7年度の実行度の比較

5. 生活排水対策推進計画の目標

5. 1. 生活排水対策推進計画の基本理念

5. 2. 生活排水対策の基本方針

5. 3. 生活排水対策推進計画の目標

5. 4. 生活排水対策推進計画の目標年度

6. 生活排水処理対策の整備に関する方針

6. 1. 生活排水処理フローの現状

6. 2. 生活排水対策処理施設の整備に関する基本方針

6. 3. その他

7. 水辺空間の整備

7. 1. 水辺空間等の整備に関する基本方針

7. 2. 事業概要

8. 生活排水対策に係る啓発

8. 1. 生活排水対策に係る啓発に関する基本方針

8. 2. 生活排水に係る普及・啓発事業

9. 参考資料

9. 1. 用語解説

10. 参考文献

10. 1. 第 9 次安城市総合計画（安城市）

10. 2. 第 2 次安城市環境基本計画（安城市）

10. 3. 高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2 0 2 1 - 2 0 3 0（油ヶ淵ルネッサンス計画）
（油ヶ淵水質浄化促進協議会）

10. 4. 安城市污水適正処理構想（安城市）

10. 5. 全県域污水適正処理構想（愛知県）

10. 6. 県民の生活環境の保全等に関する条例（愛知県）

10. 7. 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱

1. 計画改定の背景

1.1. 計画改定までの経緯

(1) 生活排水対策重点地域の指定

平成2年6月に水質汚濁防止法（昭和45年制定）が改正され、生活排水対策を推進するための制度が組み込まれました。

主な改正点として、国、都道府県、市町村のそれぞれの役割分担が明確にされるとともに、国民の努力規定等が設けられました。さらに、都道府県において、環境基準が未達成の水域及び自然・社会条件に照らし水質の保全を図ることが特に重要な水域に対し、「生活排水対策重点地域」として指定することが定められました。

また本市は、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵流域に位置しますが、生活排水の流入による水質悪化が顕著であり、平成3年3月に碧南市、西尾市及び高浜市とともに水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」として県知事より指定されました。

(2) 計画改定の流れ

「生活排水対策重点地域」の指定を受けて、平成4年3月には「生活排水対策推進計画」を策定したうえ、平成5年4月には愛知県と安城市を含む関係4市で「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設立しました。本市では、同計画の見直し改定を平成8年度（第1次改定）、平成17年度（第2次改定）、平成26年度（計画期間延長）、平成28年度（第3次改定）に行っております。（図1.1 参照）

平成26年度の計画期間延長では、平成28年度に愛知県により「全県域污水適正処理構想」の見直しが行われることとされたため、計画との整合性を図るため目標年度を2年間計画延長しました。

このたびは、新規策定、改定された関連計画との整合性を図りつつ、見直し改定（計画目標：令和18年度）を行います。

図 1.1 生活排水対策推進計画改定のフロー

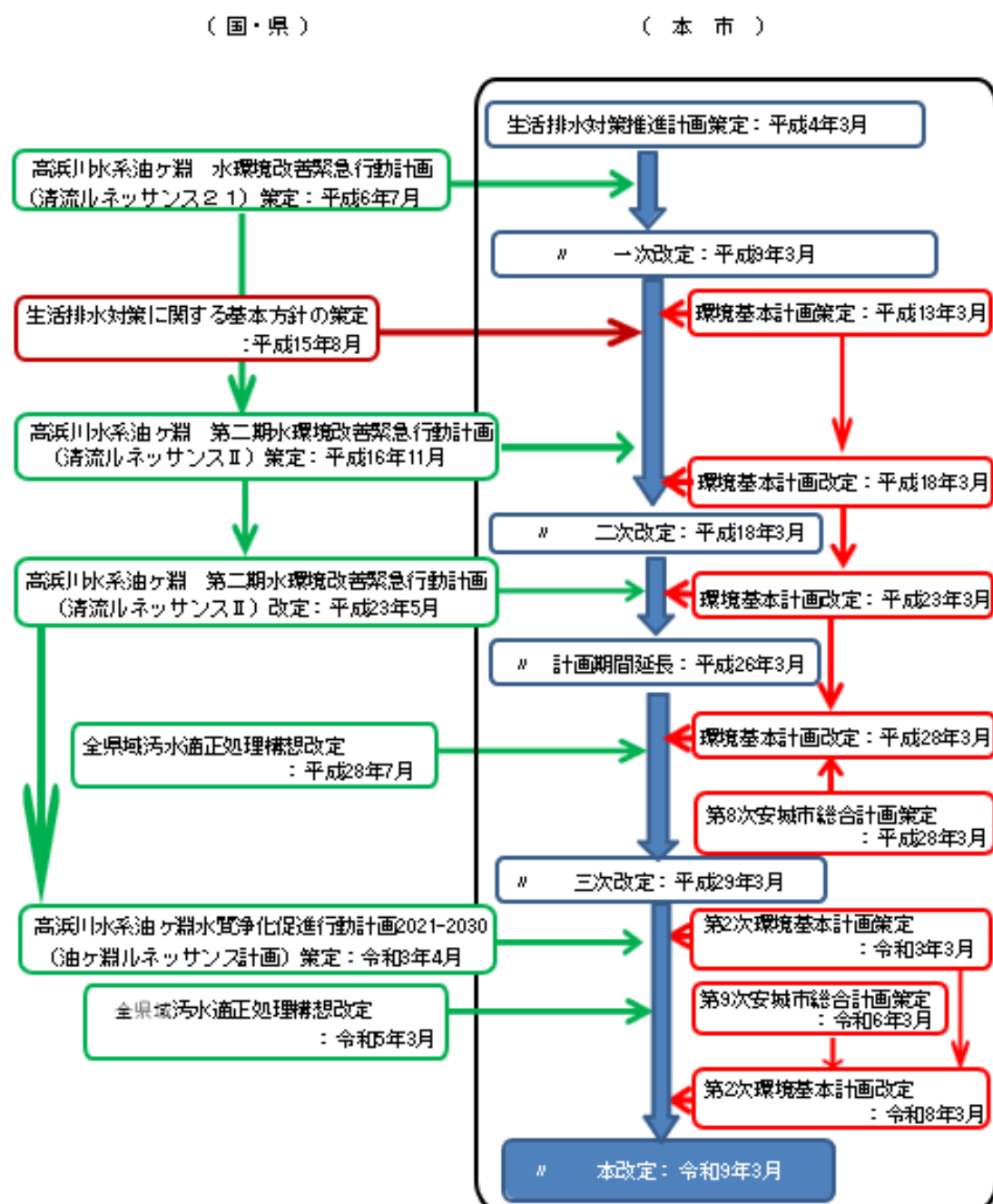


1. 2. 計画改定の趣旨

これまで、本市では、生活排水を適正処理するため、各種生活排水処理施設（公共下水道、合併処理浄化槽）の整備を進めてきました。また、生活排水対策の実施により、若干の水質改善はみられるものの、依然として、油ヶ淵の水質は環境基準を上回っています。

このたび、平成 2 8 年度に改定した生活排水対策推進計画の計画期間が令和 8 年度で終了することから、令和 5 年 3 月に見直された「全県域污水適正処理構想」をはじめ、関連の計画を踏まえた計画の改定を行います。（図 1. 2 参照）

図 1.2 計画に関する関連計画等



2. 地域の概要

2.1. 地勢

(1) 位置

本市は、三河湾の内陸部に位置し、東西10.6km、南北13.7km、面積86.05km²の市域です。西は刈谷市、高浜市及び碧南市と接し、北は豊田市及び知立市に、東は岡崎市に、さらに南には西尾市に面しています（図2.1参照）。

図2.1 本市の位置



資料：安城の統計

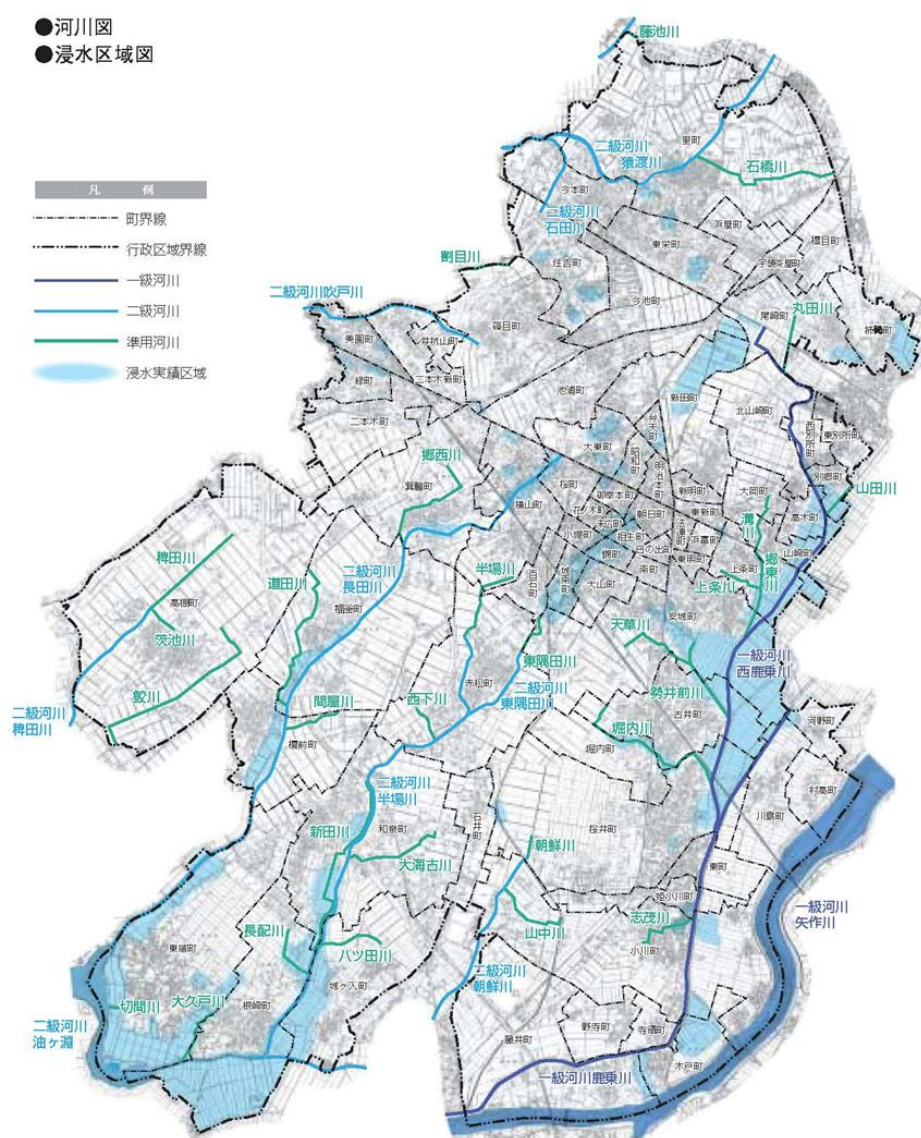
(2) 地形・地質

市域は、豊田市から続く碧海台地に沿い、北東部から南西部にかけて緩やかな傾斜をしています。主要な河川沿いが沖積低地となっており、最高標高は27.7m、最低標高は0.7mです。

2.2. 河川

本市の河川は、境川・猿渡川水系、高浜川水系及び矢作川水系に分かれています。境川・猿渡川水系には、猿渡川、石田川、吹戸川のほか、かんがい排水路である上倉用悪水等があります。高浜川水系は、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵や高浜川を経て衣浦湾へと至ります。矢作川水系には、矢作川、鹿乗川、西鹿乗川のほか、かんがい排水路である追田用悪水等があります。また、直接油ヶ淵に流入する長田川、半場川、朝鮮川と満潮時に高浜川を経て油ヶ淵に逆流する稗田川等があります。(図 2.2 参照)

図 2.2 本市の河川



資料：安城市

2.3. 気候

本市の気候は、表日本式気候に属し、いわゆる梅雨、秋雨や台風の影響により夏から秋にかけて雨が多く、冬から春にかけては雨が少ない気候にあります。

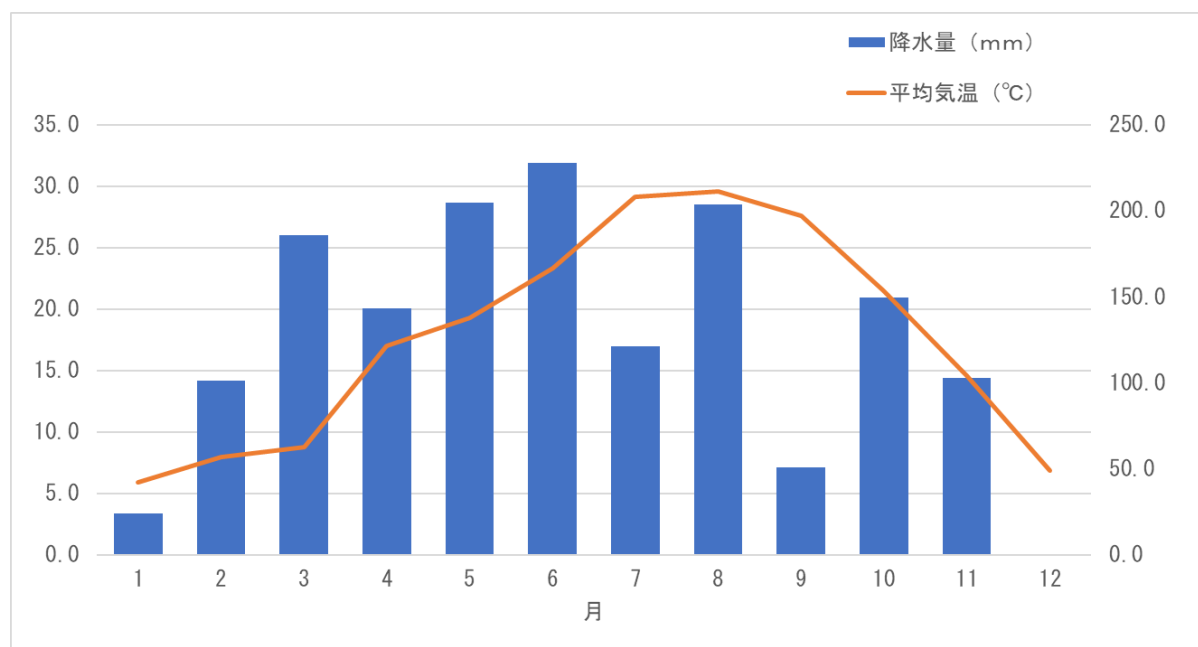
本市の令和6年における年間平均気温は17.6℃で、月平均気温の最高は8月の38.0℃、最低は1月の-2.0℃でした。また年間降水量は1,514mmで、年降水日数は120日でした。(表2.1、図2.3参照)

表 2.1 過去年間の気温及び降水量等

項目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
気温 (℃)	平均	17.2	17.1	16.8	17.2	17.6
	最高	38.1	37.6	38.3	37.3	38.0
	最低	-1.7	-4.1	-2.4	-3.8	-2.0
年間降水量 (mm)		1,525	1,570	1,569	1,512	1,514

資料：安城の統計

図 2.3 令和6年の気候の推移



資料：安城の統計

2.4. 人口

人口は、近年減少傾向にあり、令和7年10月1日現在で187,609人となっており、ここ5年間で1,934人減少（年平均で約387人、約0.2%減少）しています。

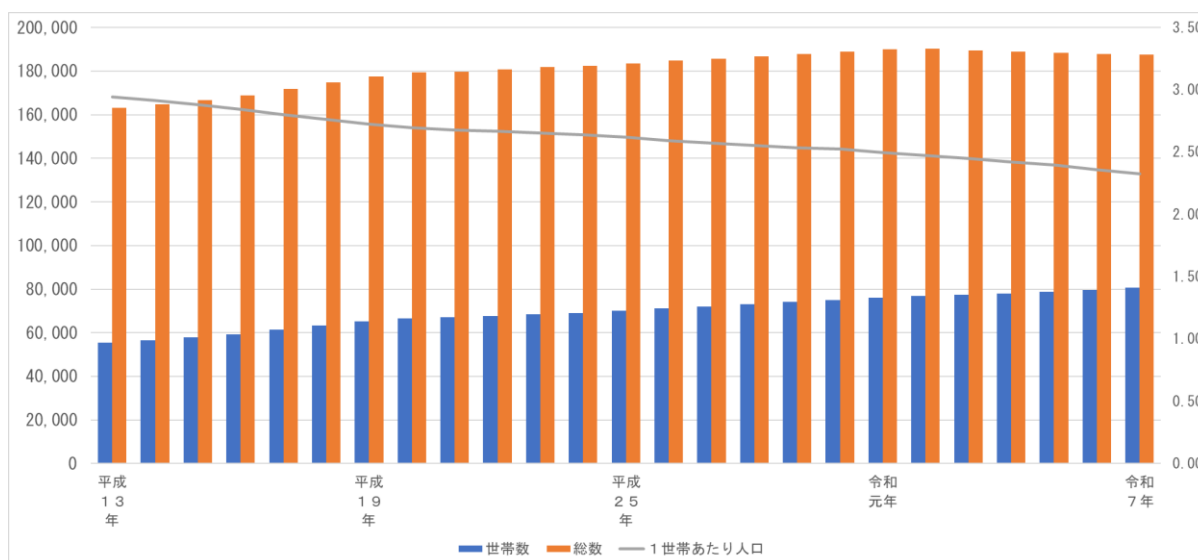
また、世帯数については増加傾向にあり、令和7年10月1日現在で80,712世帯（平均世帯構成人員2.32人）となっており、ここ5年間の推移を見ると、平均世帯構成人員の減少が進んでおり、核家族化が進行していることがうかがえます。（表2.5、図2.5参照）

表2.2 人口及び世帯数の推移

項目 年	人口（人）			人口密度 (人/km ²)	世帯数	1世帯当たりの 人口 (人/世帯)
	総数	男	女			
令和3年	189,543	97,134	92,409	2202.7	77,360	2.45
令和4年	188,999	96,876	92,123	2196.4	78,014	2.42
令和5年	188,456	96,391	92,065	2190.1	78,680	2.4
令和6年	187,867	96,196	91,671	2183.2	79,692	2.36
令和7年	187,609	96,024	91,585	2180.2	80,712	2.32

資料：安城の統計

図2.5 人口及び世帯数の推移

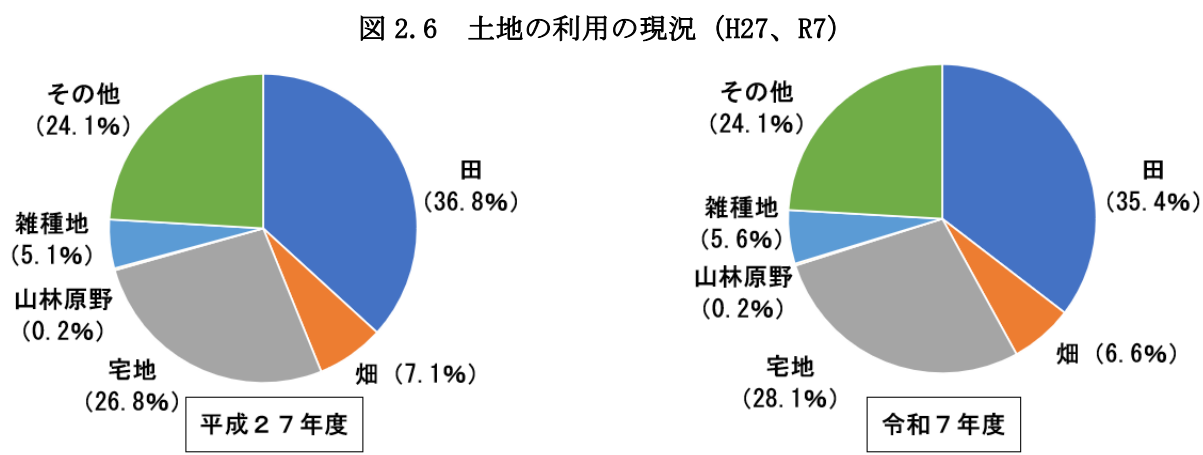


資料：安城の統計

2. 5. 土地利用

(1) 地目別土地利用面積

本市の市街地郊外には田園風景が広がっており、田畑の土地利用面積は令和7年で36.13㎢と市域の42%を占めています。しかし、年々宅地化が進行しており、農地は減少しつつあります。(図2.6参照)



資料：安城の統計

(2) 用途地域

用途地域の指定状況は、令和6年の告示で市街化区域が約21.77㎢、うち住居系が約12.60㎢、商業系が約2.55㎢、工業系が約6.63㎢となっています。位置的にはJRと名鉄の線路沿いと輸送用機器関係の大規模工場利用地を市街化区域に指定し、その他の郊外地域は、集落部分を除いて農業振興地域に指定しています。(表2.3参照)

表 2. 3 用途地域の指定状況

区 分	市街化区域	用途地域										市街化調整区域				合計
		住宅系	第一種低層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	第一種住宅地域	準住宅地域	商業系	近隣商業地域	商業地域	工業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	
面積 (km2)	21.77	12.6	1.38	4.16	0.29	5.68	1.09	2.55	1.22	1.33	6.63	1.07	3.36	2.2	64.28	86.05
構成比 (%)	25.3%	14.6%	1.6%	4.8%	0.3%	6.6%	1.3%	3.0%	1.4%	1.5%	7.7%	1.2%	3.9%	2.6%	74.7%	100.0

資料：安城の統計

3. 生活排水対策重点地域の現状及び動向

3.1. 環境基準の達成状況

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する項目（健康項目）について設定されています。このうち生活環境項目（BOD等）は、利用目的により水域毎に河川ではA AからEまでの6段階の類型に区分されており、pH・BOD・DO・SS及び大腸菌数の5項目について、それぞれ類型毎に基準値が定められています。

（1）水質に係る環境基準の類型指定状況

本市内の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の推移類型の指定状況を示します。（表 3.1、図 3.1 参照）

表 3.1 各水域の該当類型と主な環境基準

水 域	該当類型	主 な 基 準 値				
		p H	B O D	S S	D O	大腸菌数
			(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(CFU/100mL)
長 田 川（全域）	B 類型河川	6.5以上	3以下	25以下	5以上	1,000以下
		8.5以下				
半 場 川（全域）	C 類型河川	6.5以上	5以下	50以下	5以上	－
		8.5以下				
朝 鮮 川（全域）	B 類型河川	6.5以上	3以下	25以下	5以上	1,000以下
		8.5以下				
稗 田 川（全域）	C 類型河川	6.5以上	5以下	50以下	5以上	－
		8.5以下				
猿 渡 川（全域）	C 類型河川	6.0以上	5以下	50以下	5以上	－
		8.5以下				
鹿 乗 川（全域）	C 類型河川	6.5以上	5以下	50以下	5以上	－
		8.5以下				
油 ケ 淵（全域）	B 類型湖沼	6.5以上	5以下	15以下	5以上	－
		8.5以下	(COD)			

資料：環境報告書

（2）令和6年度における環境基準の達成状況

市内河川において、大半の地点では環境基準を達成していましたが、長田川の長田橋地点ではBODで、油ヶ淵においてはCODが環境基準を上回っています。（表 3.2 参照）

表 3.2 各水域の水質値

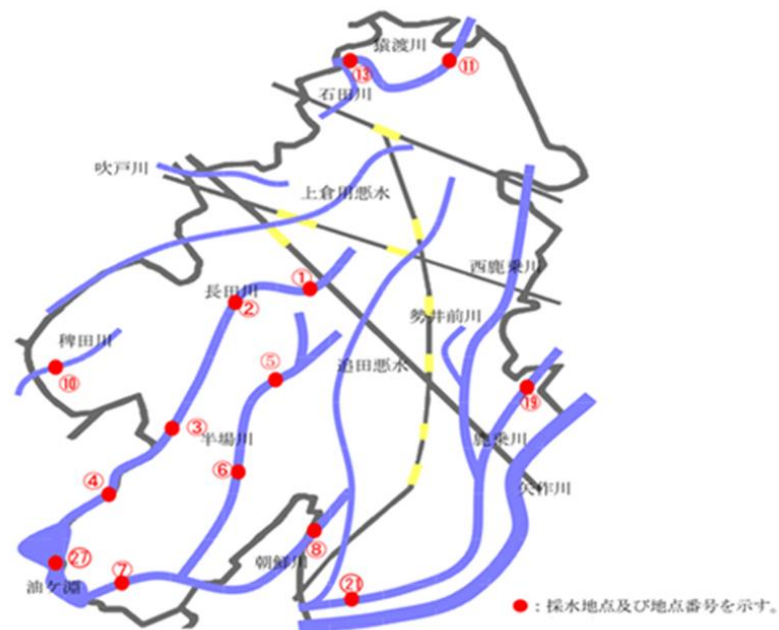
類型	項目							
	調査地点			pH	DO	BOD	SS	COD
					(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
B	長田川	1	毛賀知橋	7.1	8.0	1.9	9	
		2	記念橋	7.1	10.0	1.5	6	
		3	榎前橋	7.2	9.5	2.7	9	
		4	長田橋	7.2	8.5	3.2	9	
C	半場川	5	隅田橋	7.3	10.1	1.7	9	
		6	和泉橋	7.2	9.7	1.8	12	
		7	内浜橋	7.1	8.2	1.8	16	
B	朝鮮川	8	山田橋	6.9	8.8	2.3	23	
C	稗田川	10	高棚橋	7.0	9.5	1.9	37	
C	猿渡川	11	宮橋	7.2	9.4	2.3	8	
		13	二百目橋	7.2	9.6	2.1	9	
C	鹿乗川	19	東鹿乗川橋	7.1	8.8	2.6	10	
		21	居林橋	7.0	7.5	2.6	15	
B	油ヶ淵	27	見合橋	8.0	8.7		14	6.6

※網掛けは、環境基準を超過した項目。

BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値。

資料：環境報告書

図 3.1 環境基準の水域類型の指定河川及び採水地点



資料：環境報告書

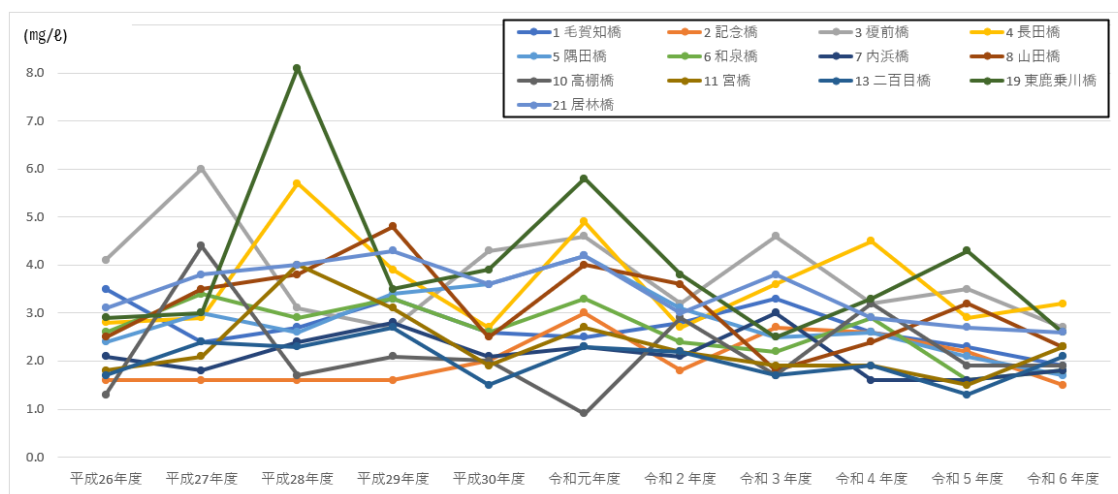
3.2. 市内河川等の水質状況

市内を流れる主な河川（矢作川を除く類型指定河川）の平成26年度から令和6年度における水質の推移状況について下図に示します。

（1）BOD（生物化学的酸素要求量）

河川の汚濁指標であるBODについては、榎前橋、高棚橋を除く地点において、概ね減少傾向にあります。また榎前橋においては環境基準を上回ったものの、その他の地点においては、環境基準以下で推移しています。

図 3.2 各河川におけるBODの推移

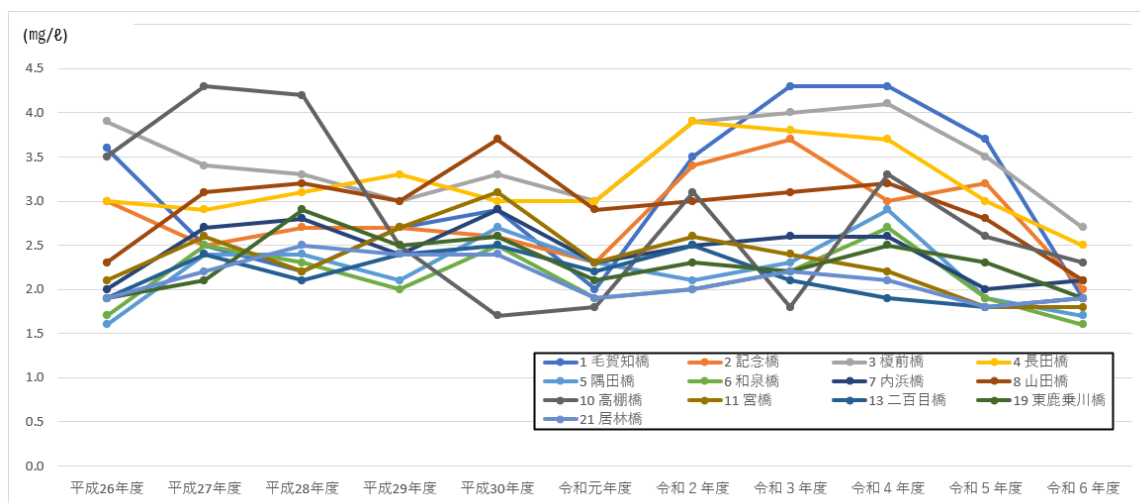


資料：環境報告書

(2) 全窒素

栄養塩類である全窒素については、概ね減少傾向で推移しています。

図 3.3 各河川における全窒素の推移

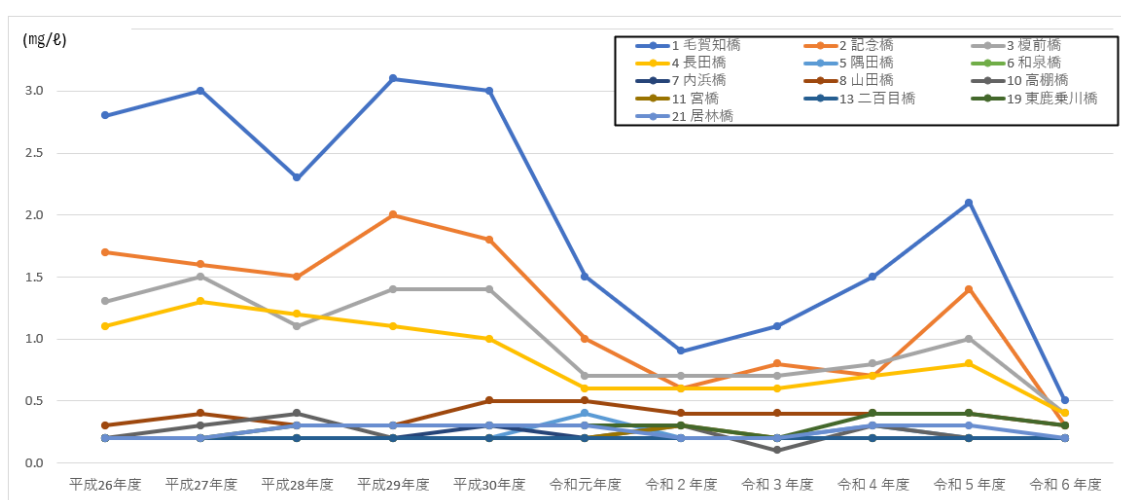


資料：環境報告書

(3) 全リン

栄養塩類である全リンについては、長田川の全地点において一時的に増加傾向がみられますが、その他の地点は横ばいに推移しています。

図 3.4 各河川における全リンの推移



資料：環境報告書

3.3. 油ヶ淵の水質動向

(1) 油ヶ淵の概要

油ヶ淵は、矢作川河口の氾濫原を流れる二級河川・高浜川と、支川の長田川や半場川の接続点にある愛知県唯一の天然湖沼です。本市南西部に位置しており、湖沼の規模としては、周囲6.3km、面積0.64km²、平均水深3.0mです。

油ヶ淵ができたのは比較的新しく、江戸時代の初めのころに、矢作川が運ぶ土砂によって三河湾の入り江がせき止められて、油ヶ淵の出口が閉塞したことによって形成されたものです。

(2) 油ヶ淵の水質の推移

油ヶ淵は、「水質汚濁に係る環境基準」において「湖沼B類型（COD：5mg/L以下）」に指定されています。昭和40～50年代の水質は基準値の2倍を超える11～16mg/Lと深刻な状況でした。

令和6年度公共用水域水質測定結果をみると、油ヶ淵のCOD75%値は8.2mg/Lとなっており、多少改善されてはいるものの、近年は横ばい傾向にあり、環境基準を達成しておりません。このようなことから、油ヶ淵流域の生活排水対策を迅速に進める必要があります。

表 3.3 油ヶ淵の水質の推移

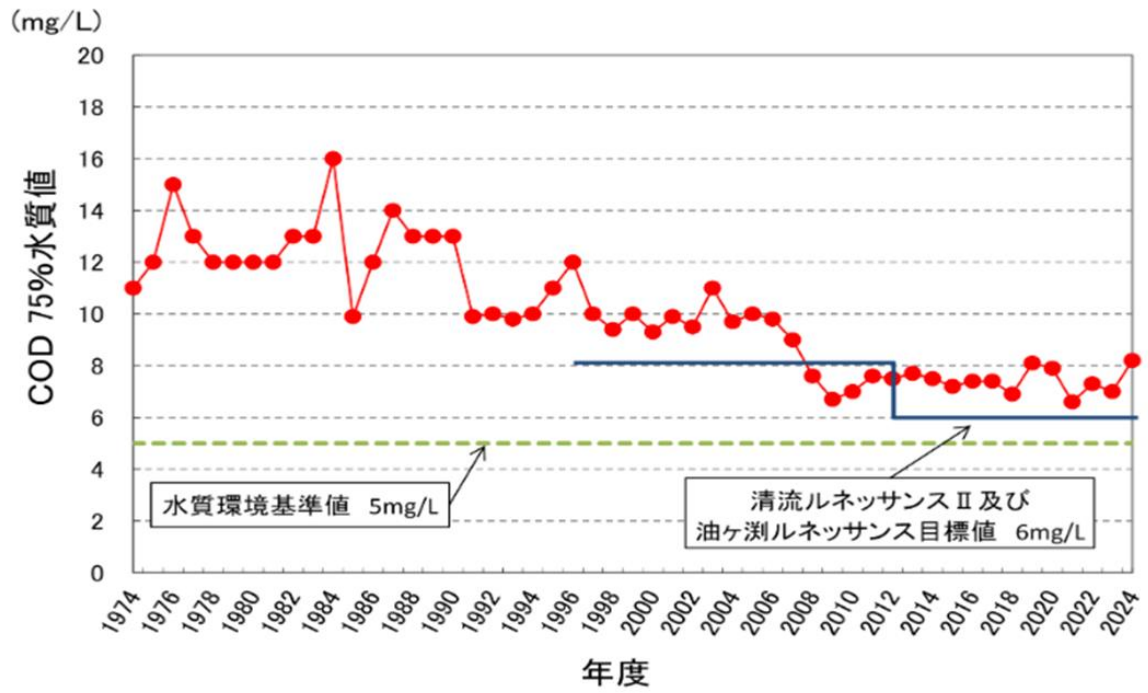
年 度	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
COD75%値	9.9	10	9.8	10	11	12	10	9.4	10	9.3	9.9	9.5
COD平均値	8.3	8.6	9.2	10	11	11	9.6	8.7	9.5	8.9	8.8	8.4
全国ワースト順位	7	6	4	4	4	3	5	5	5	8	5	8

年 度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
COD75%値	11	9.7	10	9.8	9.0	7.6	6.7	7.0	7.6	7.5	7.7	7.5
COD平均値	9.1	8.3	8.6	8.1	7.5	6.7	5.9	6.6	6.8	6.8	6.9	6.9
全国ワースト順位	3	6	4	8	11	16	21	15	14	14	9	15

年 度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
COD75%値	7.2	7.4	7.4	6.9	8.1	7.9	6.6	7.3	7.0	8.2
COD平均値	6.5	6.9	6.7	6.5	6.6	6.9	6.4	6.7	6.4	6.9
全国ワースト順位	16	11	15	17	16	15	21	15	21	20

資料：油ヶ淵電子図書館 HP

図 3.5 油ヶ淵における水質の推移



資料：油ヶ淵電子図書館 HP

3.4. 水質汚濁の原因

(1) 流入河川の汚濁負荷量の現況

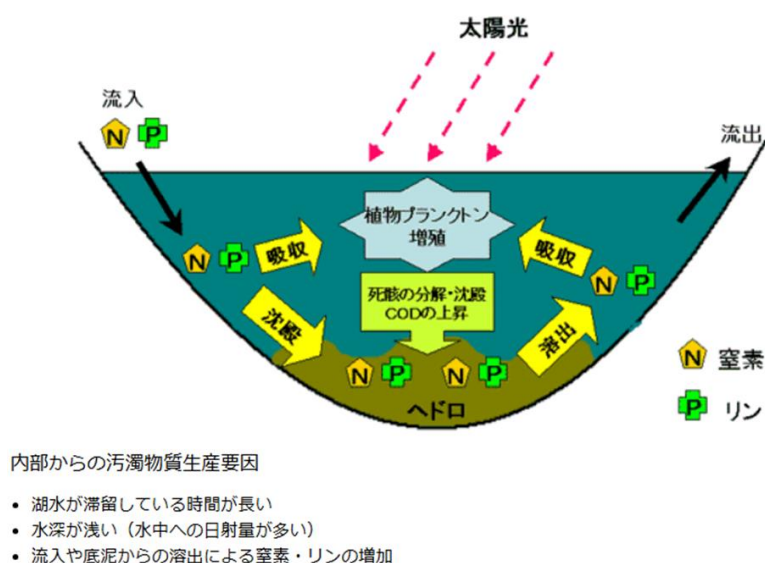
油ヶ淵に流入する河川から、汚濁物質が流れ込んできます。その汚濁物質は上流に位置する家庭及び工場等の点源から排出されるもの（非降雨時負荷）と、雨水とともに道路及び農地等の面源から流れ込むもの（降雨時負荷）に分けられます。

また非降雨時負荷については、発生源別に分けられ、汚濁負荷の発生源としては、生活系、産業系及びその他（田畑含む。）に大別できます。

(2) 閉鎖性水域における内部生産

内部生産とは、湖沼、内湾など閉鎖性水域で、植物プランクトンの増殖や光合成により有機物が生産されることです。植物プランクトンの増殖には窒素やリンが不可欠であり、これら栄養塩類の水域への流入量を削減することにより、過剰な内部生産を抑制することができます。

図 3.6 油ヶ淵における内部生産イメージ図



資料：油ヶ淵電子図書館 HP

油ヶ淵においても、内部生産が行われており、過剰な内部生産を抑制するためには、上流域から流れ込んでくる窒素及びリンの削減が重要になります。

閉鎖性水域である油ヶ淵の集水域では、今後も都市化の進行による人口の増加に伴い、生活排水の増加が見込まれていることから、生活排水対策が緊急かつ重要な課題となっています。

4. 市民意識の動向

4.1. 市民意識

令和7年5月に実施した令和7年度安城市市民行動調査結果のうち、水環境に関する項目を抜粋して記載しました。

(1) 概要

調査票配布数 1,600 件	調査方法：郵送
有効回答数 623 件（回収率 38.9%）	抽出方法：無作為抽出

(2) アンケートの問い

ご自宅での生活環境、スタイル等、日頃の生活について当てはまる番号に○をつけてください。※家事を担当していない、運転免許がない等の理由であてはまる回答がない場合は、「5. あてはまらない」に○をつけてください。

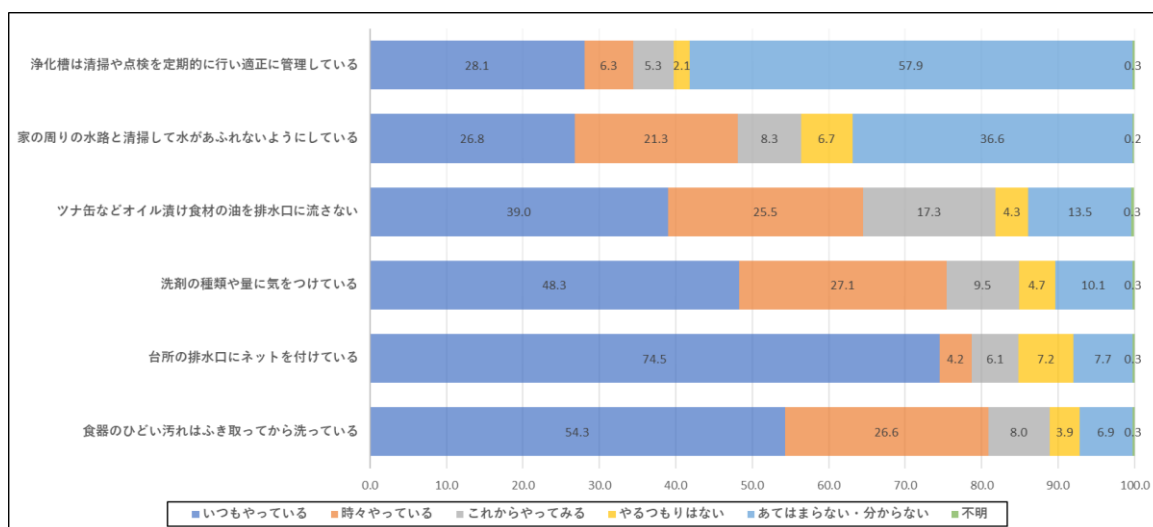
- (1. いつもやっている 2. 時々やっている 3.これからやってみる
4. やるつもりはない 5. あてはまらない・分からない)

(3) アンケート結果

どの間についても、「いつもやっている」と「時々やっている」を合わせた回答が50%を超えており、概ね排水への配慮がされているとみることができます。

また、「浄化槽の清掃や点検」について、「いつもやっている」と回答した方は全体の20から30%程度でしたが、「あてはまらない・分からない(家に浄化槽がない人と想定)」の回答を除くと、80%以上の人が実施しています。

図 4.1 アンケート結果



資料：令和7年度安城市市民行動調査結果

4.2. 令和元年度と令和7年度の実行度の比較

(1) 比較方法

各項目の取組レベルを点数化し、「実行度」として算出しました。

- ・「いつもやっている」 =4 点
- ・「時々やっている」 =3 点
- ・「これからやってみる」 =2 点
- ・「やるつもりはない」 =1 点

実行度 = {(「いつもやっている」の回答数) × 4 + (「時々やっている」の回答数) × 3 + (「これからやってみる」の回答数) × 2 + (「やるつもりはない」の回答数) × 1} ÷ {回収数 - (「あてはまらない・分からない」の回答数) - 不明数}

※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすこととします。

(2) 比較結果

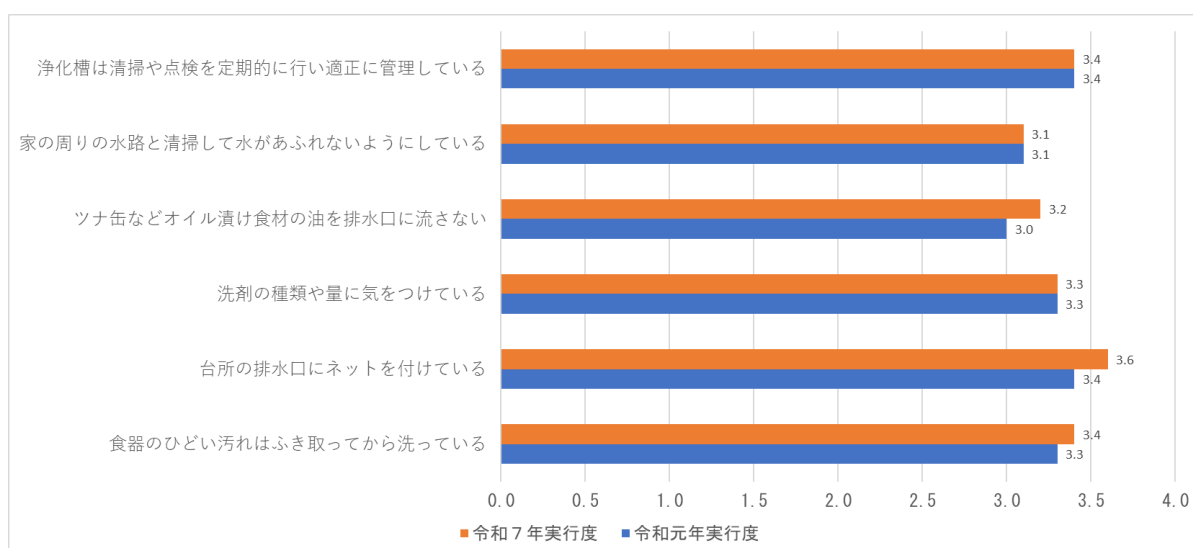
ア 改善された点

6 の設問のうち 3 つの実行度が上がり、実行度が下がったものはなく排水への配慮について、市民の実行度が全体的に上がっています。

イ 改善されなかった点

「浄化槽の清掃」、「家の周りの水路掃除」、「洗剤の種類等に気をつけている」は令和元年と同じ数値となり改善が見られませんでした。今後も広報等による啓発活動を実施し広く周知できるよう図ります。

図 4.2 令和元年度と令和7年度の実行度の比較



資料：令和7年度安城市市民行動調査結果

5. 生活排水対策推進計画の目標

5.1. 生活排水対策推進計画の基本理念

本市では令和8年3月に環境基本計画を改定し、理想とするまち「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」を実現するために必要な取組として、安城市環境基本条例第8条に位置づけられた5つの方針を4つの施策の柱とし、第3条に定められた市民・事業者・行政が「自主的かつ積極的に行動する」という理念の部分を、柱を支える土台とします。

その1つに生活排水に関わる「柱1：生活環境保全」を目標としております。このことを踏まえ、広域的な連携のもと、生活排水対策の更なる推進を図っていきます。

柱1：生活環境保全…大気・水などが、良好な状態にあること

柱2：自然・都市共生…農地・水辺地などの自然環境が保たれる、適正な土地利用を行っていること

柱3：資源循環…ごみの減量、再利用、処理を適正に行っていること

柱4：地球温暖化対策…二酸化炭素などの温室効果ガス※排出量が少ない社会構造であること

土台：環境学習・環境行動…市民・事業者・行政が、主体的に単独または協働で行動していること

○柱1：生活環境保全…大気・水などが、良好な状態にあること

理想とするまちでは、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音などといった生活や健康に係るリスクが十分に軽減され、市民にとって健康で安全な暮らしが実現しています。

そのために、各主体が大気や排水などに含まれる汚染物質を減らし、周囲に迷惑となる悪臭や騒音などを発生させないような日常生活・事業活動をし、安全安心な生活環境を確保します。



5.2. 生活排水対策の基本方針

(1) 基本方針

現在、油ヶ淵の水環境を改善するための施策の進捗状況は、2030 年度を目標に進めています。

水質は最も悪い状況より改善しているものの、将来の世代により良い環境を受け渡すためには、今後も施策を進めていく必要があります。

また先述したとおり、流入汚濁負荷量の削減は重要であり、汚濁負荷量の大半を占めると考えられる生活排水由来の汚濁負荷量を削減することは肝要です。そのため、基本方針としては、下水道等の生活排水処理施設を着実に整備し、削減する等のハード面での対策等を進めます。

なお、生活排水処理施設の整備には、多大な時間と費用を要するため、生活排水対策を推進するうえでは、市民の意識啓発による、各家庭での対策をはじめとしたソフト面での汚濁発生量削減等の対策が重要となります。市民の水環境に対する保全意識を高め、各家庭からの汚濁負荷量を削減することで、整備が完了するまでの地域の水質改善に大きく関与することを期待するとともに、整備後も施設への負荷が低減されることが期待できます。

よって、生活排水対策では、市民の水環境に対する保全意識を高めるためのPRや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進などを含めた施策を、計画的に同時に進めていく必要があります。

表 5.1 油ヶ淵ルネッサンス計画の進捗状況の概要

(2023年度実施見込み※流域4市に關係する対策のみ記載)

対策の区分			油ヶ淵ルネッサンス計画の対策と目標				
大項目	中項目	小項目	対策内容	対策実施主体	目標指標	目標 (2030年度)	2023年実績 (見込み)
点源負荷対策	生活系	流域下水道及び 関連公共下水道	下水道整備の拡大と接 続の促進	県上下水道課 流域4市下水道関連部 局	下水道普及率	81% (汚水処理対象人口に 対する割合)	84%
					下水道接続率	88% (汚水処理対象人口に 対する割合)	87%
		農業集落排水	農業集落排水処理施設	県農地計画課 農地整備課 西尾市	排水処理施設接続率	100% (農集排水対象人口に 対する割合)	96%
		浄化槽	・合併処理浄化槽への 転換の促進 ・浄化槽の適正な維持 管理の促進	県水大気環境課 流域4市環境部局	単独処理浄化槽処理人 口	8,590人	11,364人
					汲み取り便槽使用人口	1,364人	1,140人
雑排水対策	・生活排水対策重点地 域の指定 ・流域4市の支援 ・普及啓発事業の実施	県水大気環境課 流域4市環境部局	生活排水対策重点地域 (油ヶ淵周辺地域) の 指定	実施	実施		
面源負荷対策	市街地系	貯留浸透施設	・下水道接続により不 要となった浄化槽の雨 水貯留タンクへの転用 ・雨水貯留タンクの設 置 ・透水性舗装や浸透ま す等の浸透施設の設置 に対する助成	流域4市下水道関連部 局	浄化槽の雨水貯留タン ク転用基数	+50基 (碧南市)	0基
					雨水貯留タンク新規設 置基数	+30基 (碧南市)	1基
水質監視	公共用水域の水質監視		・水濁法第15条に基づ く常時監視 ・水生生物指標による 水質観察 ・その他水質等調査	県水大気環境課、流域 4市環境部局	水質監視の実施	実施	実施
河川愛護活 動等推進	河川愛護活動推進		愛護活動の推進	安城市土木課	ビオトープ管理	実施	実施
			市民団体等による河川 愛護活動の実施	流域4市市民団体	市民による水環境モニ タリングの実施	実施	実施
			流域4市環境部局	油ヶ淵浄化デー（一斉 清掃）の実施	実施	実施	

出典：「高浜川水系油ヶ淵 油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030（油ヶ淵ルネッサンス計画）油ヶ淵ルネッサンス計画の進捗状況（2023年度）及びにぎり改善対策」資料より

（2）生活排水対策の推進体系及び役割分担

本市では、家庭における対策及び国、県、市が実施する施設整備、施策等に分け、生活排水対策を推進していきます。なお、計画推進のための市民（事業者を含む。）、市、県の役割は、図 5.1 及び表 5.2 に示すとおりです。

図 5.1 生活排水対策の推進体系

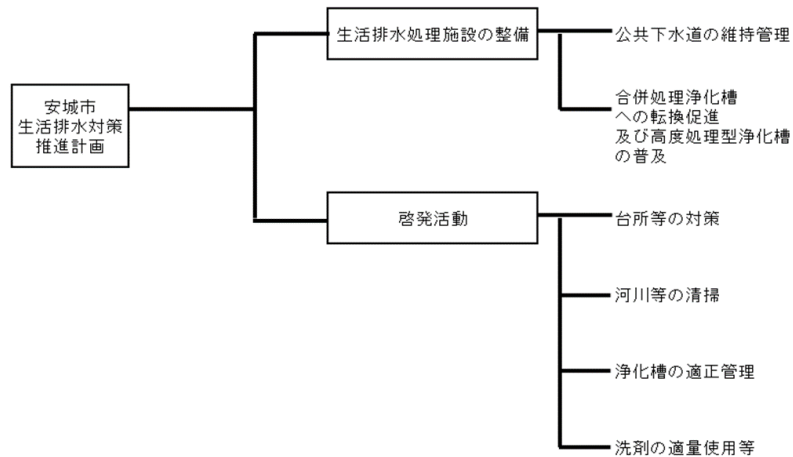


表 5.2 生活排水対策推進計画の役割分担

区 分	内 容
市民の役割	○台所対策 ・食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲みきれ的分だけを注ぎ、残り物を流さないようにする。 ・油は使いきる工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、古新聞などにしみこませて、燃えるゴミとして捨てる。 ○お風呂、洗濯時の対策 ・入浴や洗濯の際は、石けん・洗剤・シャンプー・リンスなどは適量を使う。（たくさん使っても洗浄力が高まるわけではない。） ・髪の毛などが流れてしまわないように、お風呂の排水口に目の細かいネットを張る。 ・お風呂の残り湯は洗濯に利用する。（温水なので汚れ落ちがよくなる。衛生上、すすぎは水道水で。） ○その他 ・身近な水路や側溝などの清掃を行う。 ・浄化槽を設置している方は、適切な維持管理を行う。 ・講演会・シンポジウム等の開催の検討 ・各種水質保全に関する講演会等の開催情報の発信。 ・浄化槽の適正管理の啓発として、生活排水対策リーフレットの中で、保守点検、清掃及び法定点検についての啓発を行います。
市の役割	・公共下水道の維持管理 ・合併処理浄化槽への転換及び高度処理型浄化槽の普及 ・河川、水路の維持管理、清掃 ・啓発活動 ・水質調査
県の役割	・事業所への指導 ・浄化槽の適正管理指導 ・河川の管理・整備 ・啓発活動 ・水質調査

5.3. 生活排水対策推進計画の目標

本計画の目標は、『市民が水や多様な生物と触れ合える清らかで自然豊かな川と油ヶ淵』の実現のために水環境の保全及び回復を目指します。そのためには、各種生活排水処理施設の段階的整備を進めるとともに、市民に対するより一層の啓発活動を行い、生活排水対策実施活動への参加・協力を促します。

計画目標年度における汚水処理人口普及率を市全域で100%を目標とします。

また、油ヶ淵と市内を流れる主要な河川については環境基準が設定されているため、その達成・維持に努めます。

表 5.3 生活排水対策推進計画の目標

		現状 (令和6年度)	前計画目標 (令和8年度)	本計画目標 (令和18年度)
市内湖沼	油ヶ淵 (COD平均値)	8.2mg/L	油ヶ淵ルネッサンス計画目標値 6.0mg/L以下	油ヶ淵ルネッサンス計画目標値 6.0mg/L以下
市内河川	長田川 長田橋 (BOD)	3.2mg/L	環境基準値 3.0mg/L以下	環境基準値 3.0mg/L以下
	半場川 内浜橋 (BOD)	1.8mg/L	環境基準値 5.0mg/L以下	環境基準値 5.0mg/L以下
	鹿乗川 居林橋 (BOD)	2.6mg/L		
汚水処理人口普及率		93.9% (令和7年度：95.6%)	95% (安城市汚水適正処理構想) (令和7年度目標)	100% (安城市汚水適正処理構想) (令和12年度目標)

5.4. 生活排水対策推進計画の目標年度

生活排水対策推進計画の目標年度は令和18年度です。(表 5.4 参照)

表 5.4 計画の目標年度

項 目	年 度	計画改訂年度より
計画策定年度	平成3年度	—
計画改訂年度	平成8年度	—
計画再改定年度	平成17年度	—
中間目標年度	平成22年度	—
計画目標年度	平成26年度	—
期間延長年度	平成28年度	—
計画再改定年度	平成28年度	—
中間目標年度	令和3年度	—
計画目標年度	令和8年度	—
中間目標年度	令和13年度	5年目
計画目標年度	令和18年度	10年目

6. 生活排水処理対策の整備に関する方針

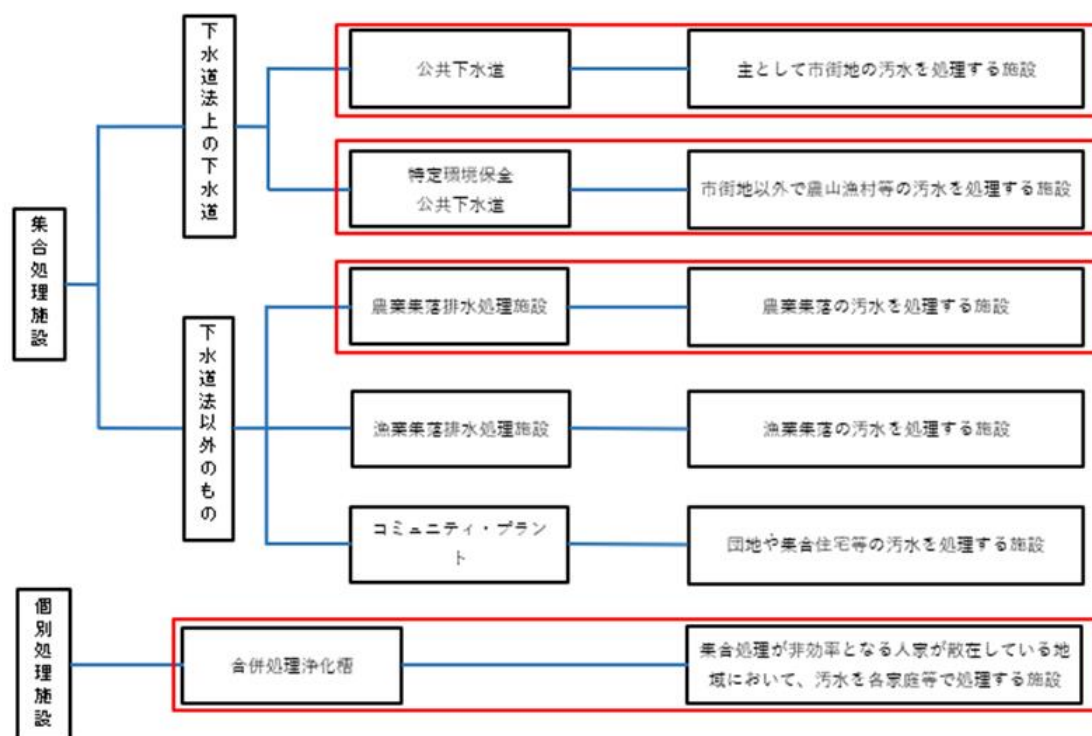
6.1. 生活排水処理フローの現状

(1) 施設の概要

生活排水を適正処理するためには、以下の施設を設ける必要があります。

- ・ 公共下水道・流域下水道
- ・ 特定環境保全公共下水道
- ・ 農業集落排水処理施設
- ・ コミュニティ・プラント
- ・ 合併処理浄化槽

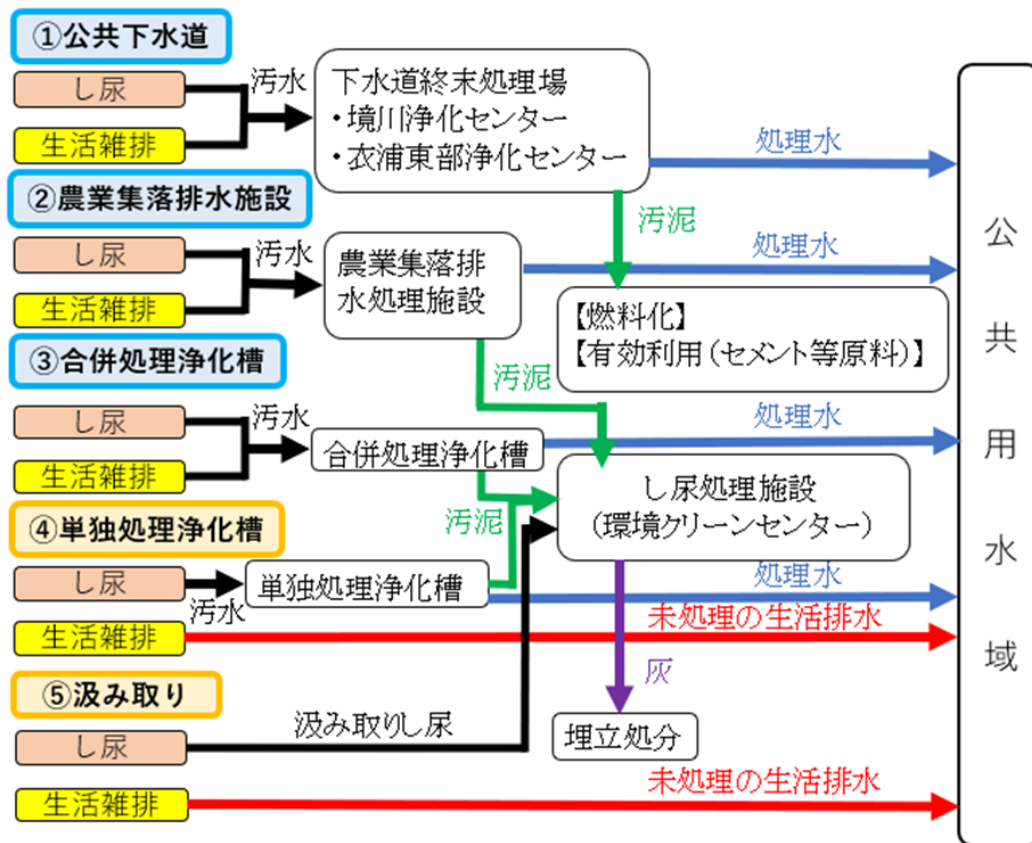
図 6.1 生活排水処理施設の種類（全県域汚水処理適正処理構想）



(2) 各施設の処理系統

安城市では、地域の状況に応じ、各家庭から排出されるし尿及び生活雑排水を以下のような処理系統で適正処理しています。ただし、生活排水処理施設が未整備の地区では、生活雑排水が未処理のまま河川へ放流されているのが現状です。

図 6.2 生活排水の処理系統



(3) 各施設の整備達成状況

平成29年度に策定した「生活排水対策推進計画（改定版）」により、令和8年度を目標年度とし、生活排水処理施設の整備を進めてきました。本市では、生活排水を適正処理するため、各種生活排水処理施設の整備を進めています。

令和7年度現在、汚水処理人口普及率は、市全域で約96%という状況にあります。

処理区域内人口でみると公共下水道の整備状況は、前計画の目標年度（令和8年度）164,130人に対し、令和7年度で158,297人となりました。

また、農業集落排水処理施設に関しては、前計画の目標年度（令和8年度）1,870人に対し、令和7年度で1,860人となりました。

合併処理浄化槽に関しては、前計画の目標年度（令和8年度）16,010人に対し、令和7年度で18,817人となり、目標人数に対して達成している。

なお、公共下水道は令和7年度をもって下水道整備は概成したことにより、今後は、既存施設の適切な維持と更新を計画的に進めていきます。

また、農業集落排水処理施設は、令和8年度より公共下水道に切り替えを行います。

表 6.1 公共下水道の整備状況

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処理区域内人口 【人】	市全域		155,452	155,831	156,369	157,225	158,297
	油ヶ淵流域		47,130	47,868	48,728	50,192	51,055

資料：下水道課

表 6.2 農業集落排水処理施設の整備状況

区域		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処理区域内人口 【人】	市全域		1,877	1,891	1,899	1,873	1,860
	油ヶ淵流域		1,877	1,891	1,899	1,873	1,860

資料：下水道課

表 6.3 浄化槽の整備状況

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処理区域内人口【人】		合計	31,164	29,787	29,186	27,385	26,147
		合併浄化槽	16,465	17,571	17,525	16,999	18,817
		単独浄化槽	14,699	12,216	11,661	10,386	7,330

資料：環境都市推進課

6.2. 生活排水対策処理施設の整備に関する基本方針

「安城市污水適正処理構想」に沿って生活排水処理施設等を整備していきます。

(1) 公共下水道

整備計画地区としては、施設整備の進んでいる市街地、近い将来確実に市街化される地域（人口密集地域）及び市街化調整区域の大きな集落が対象とします。

本市においては、令和7年度をもって下水道整備は概成しました。今後は、既存施設の適正な維持管理と更新を計画的に進めます。

(2) 農業集落排水処理施設

本市においては、平成11年に供用開始した福釜東部浄化センターが25年以上経過し、更新の時期を迎えています。近隣に公共下水道が整備された状況も踏まえ、経済性や広域化・共同化の観点から更新費と公共下水道接続工事費を比較検討した結果、令和8年度をもって公共下水道へ切り替えることになりました。

(3) 浄化槽

整備計画地区としては、上記各対象とは異なり個別で処理するものであり、住宅が散在している地域等に対応します。本市においても、他の整備計画との調整を図りながら、上記各対策の見込めない地区について整備を進めます。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

表 6.4 安城市全域污水处理人口

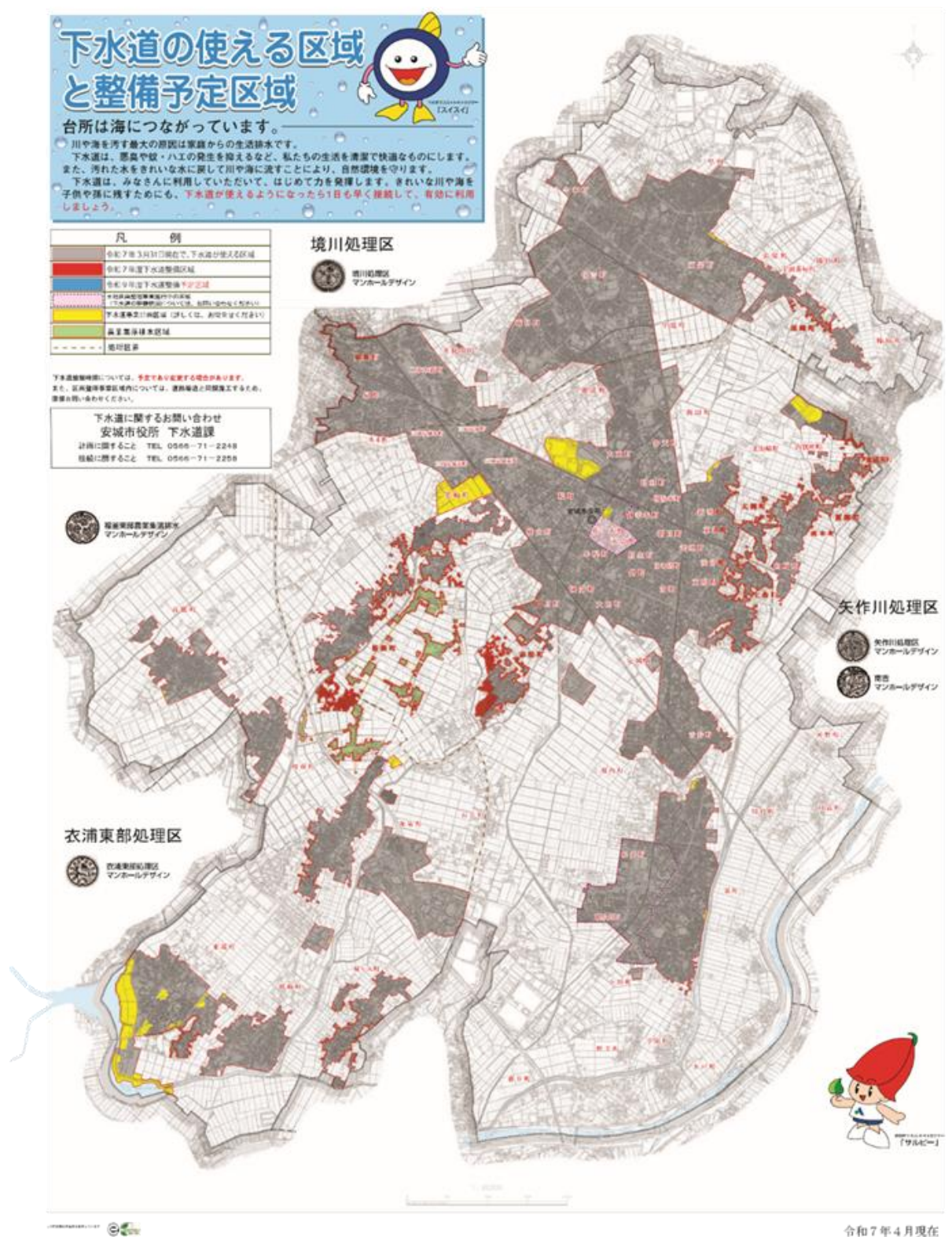
区 分		R2 (2020年度末)			R7 (2025年度末)			最終像		
		整備面積	処理人口	割合	整備面積	処理人口	割合	整備面積	処理人口	割合
		(ha)	(人)	(%)	(ha)	(人)	(%)	(ha)	(人)	(%)
汚 水 処 理 施 設 整 備	公共下水道	2,454	155,029	83.0	2,582	158,297	84.5	2,727	166,940	87.4
	農業集落排水施設	45	1,955	1.0	52	1,860	1.0	0	0	0.0
	小計	2,499	156,984	84.0	2,634	160,157	85.6	2,727	166,940	87.4
	合併処理浄化槽等	—	16,687	8.8	—	18,817	10.0	5,878	24,060	12.6
	小計	—	173,671	91.5	—	178,974	95.6	8,605	191,000	100.0
未整備区域 (単独処理浄化槽、くみ取り等)		—	16,206	8.5	—	8,278	4.4	—	—	—
合計（行政人口）		—	189,877	100.0	—	187,252	100.0	8,605	191,000	100.0

資料：下水道課

(4) 生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備計画図を図 6.3 に示します。

図 6.3 生活排水処理施設整備計画図



6.3. その他

公共下水道の整備が進むことにより、河川の水質の改善が見込まれますが、その一方で河川の流量の減少が生じる可能性があるため、透水性舗装等を推進することで、河川流量の回復に努めると共に降雨時の負荷削減・再利用を目的に不要浄化槽の再利用又は市販の貯留槽設置に対する助成制度を継続します。

また、生活雑排水の改善のために広報あんじょうへの啓発記事掲載、小中学校の児童・生徒による学区内河川の水生生物調査事業及び市民団体等による河川愛護活動等を通じ、生活環境への関心を高める活動を支援し、河川への汚濁原因に対する啓発に努めます。

7.1. 水辺空間等の整備に関する基本方針

それらの取り組みを促進するためには、身近な存在である水辺環境に関心をもってもらうことが望ましいと言えます。最近の水に親しむ機会が少なくなり、水辺環境から遠ざかっている傾向が見受けられますが、市民の水辺環境への関心を高め、水辺の生物とのふれあいや河川の美化活動などを通じて、水辺環境を愛する心を育てていくことは、生活排水対策への取り組みを促進するという視点からも重要です。よって、誰もが水と親しみ、水辺環境の持つ清涼感や開かれた空間を体験できるよう、景観上も優れた『うるおいのある水辺空間』の整備を推進します。そのうち油ヶ淵では、県の事業として進められている油ヶ淵水辺公園（都市公園）の活用を図ります（図 7.1 参照）。

図 7.1 油ヶ淵水辺公園計画図



7.2. 事業概要

油ヶ淵ルネッサンス計画では、2030年度までに目標水質を達成するため、地域住民と関係機関が一体となり、点源負荷対策、面源負荷対策、河川・湖内水質改善対策、水質監視、啓発活動などを総合的に推進しています。

図 7.2 水環境改善対策事業



今後の計画として、本市では、関係機関等と連携して、今後、地域特性にあった自然環境保全を目的として、動植物の生息域の確保や河川浄化機能が働くような多自然川づくりを推進していく必要があります。

8. 生活排水対策に係る啓発

8.1. 生活排水対策に係る啓発に関する基本方針

生活排水対策に係る啓発に関する基本方針としては、市民、事業者、行政が互いに連携しながら取り組んでいくことが重要です。

また、水質汚濁の大きな要因である生活排水は、発生源対策の実施により相当の汚濁負荷削減効果が期待できることから、地域住民の生活排水対策に対する協力を得ていくことが重要です。加えて、小中学生を中心とした子供達に河川に対する意識を高めることも重要です。

したがって、行政側の施策のみではなく、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であるため、住民参加型の生活排水対策の拡大に努めます。

8.2. 生活排水に係る普及・啓発事業

(1) 現状

昨今の市民の環境への意識の高まり、環境問題の複雑化等に伴い、環境情報を迅速かつ的確に把握するとともに、誰もがいつでも利用できるように、整理・備蓄しておくことが必要です。そしてその情報を積極的に提供することが重要となっています。

また、社会・経済のしくみが複雑化し、市民、事業者、市それぞれが単独で取り組んでいるはなかなか効果が得られなくなっており、各主体が協働して生活排水対策や水環境保全に取り組んでいくことが不可欠となっています。

本市では、水質調査や生活排水対策の普及・機会提供・啓発・PRとして、それぞれ以下に示す取り組みを行っています。

表 8.1 水質調査の手法

項目	内容
県・関係市との連携	県及び油ヶ淵の流域4市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市）で構成される油ヶ淵水質浄化促進協議会にて、水質監視を実施しています。 また、県からは必要な事業に応じて資料の提供を受けるとともに、関係市とは定期的な会議で情報交換を行っています。
水質・底質調査	生活環境項目として、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全リン、全窒素等について、市内の27地点（河川26地点、湖沼1地点）で水質・底質調査を年6回行っています。
油ヶ淵流域水環境モニタリング （主催：油ヶ淵水質浄化促進協議会）	行政と市民ボランティアによる油ヶ淵流域のモニタリングを平成17年から実施しています。 油ヶ淵流域では55地点（令和8年3月現在）において、透視度、水質簡易測定項目（COD、水温、色相）についての調査を行っています。

表 8.2 啓発・PRの手法

項 目	内 容
広報紙等	年12回発行の広報紙「広報あんじょう」やチラシ、リーフレットの回覧や配布を通して、生活排水対策に関わる情報提供・PRを行い、啓発を図っていきます。
HP・SNS等	生活排水対策等の整備状況や水質調査結果等を「安城市環境報告書」及び「安城市環境報告書（資料編）」にまとめ、安城市公式ホームページへ掲載していきます。 また、モニタリングの概要や各測定データ等を「あぶらがふち電子図書館（油ヶ淵水質浄化促進協議会ホームページ）」にて公表していきます。 市庁舎への啓発用横断幕の設置や市施設内のデジタルサイネージでの啓発、市公式SNSでの発信を行い、市民への幅広い周知を図っていきます。

表 8.3 普及・啓発事業の取り組み

項 目	内 容
油ヶ淵浄化デー（原則として7月の第4日曜日）	愛知県及び油ヶ淵流域4市（安城市、碧南市、西尾市、高浜市）では、平成4年度より毎年7月第4日曜日を「油ヶ淵浄化デー」と定め、地元町内会をはじめ学校、市民団体、企業等と協力し、油ヶ淵周辺及び流入河川周辺の清掃活動を実施しています。平成24年以前は、油ヶ淵流域各地で流域河川の清掃を実施していましたが、油ヶ淵水辺公園が整備された平成30年以降は、油ヶ淵水辺公園をメイン会場として公園及び周辺河川の清掃を実施しています。
アクション油ヶ淵	油ヶ淵の環境や水質について理解を深める体験イベントを開催しています。平成29年以前は、流域4市で持ち回りによる講演会の開催等を実施しています。油ヶ淵水辺公園が整備された平成30年以降は、油ヶ淵水辺公園をメイン会場としてアクション油ヶ淵を開催しています。
その他の市民参加による水辺環境美化活動	・油ヶ淵の夏、油ヶ淵の秋（油ヶ淵水辺公園利用促進協議会主催） ・川と海のクリーン大作戦（国土交通省主催）
農業に関する活動	・にがり改善対策を推進するため、「油ヶ淵の濁水防止対策のための代かき実施時に遵守すべき基準」が油ヶ淵水質浄化促進協議会にて承認されており、代かき水の流出防止に努めていただいております。 ・油ヶ淵の水質改善に向け、流域水田において代かきを行う際は基準を守り、代かき水の流出防止に努めていただいております。
合併処理浄化槽設置の促進	単独処理浄化槽、あるいは汲み取り便槽の場合は、生活雑排水は処理されずにそのまま放流されてしまいます。公共下水道や農業集落排水が整備された区域外では、し尿とともに生活雑排水も一緒に処理する合併処理浄化槽への転換を促します。促進策として、合併処理浄化槽を設置する市民及び単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する方への補助を継続的に実施するとともに、広報、ホームページ、イベントなどを通じ合併処理浄化槽への転換に対する理解を呼びかけます。 なお本市では、下水道が整備されていない区域（整備予定も含む）及び農業集落排水事業でない区域について単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の補助限度額を令和8年度より増額しました。

表 8.4 浄化槽補助金について

区分 人槽（算定基準）	転換	
	油ヶ淵地域	その他の地域
5人槽（延床面積≤130平方メートル）	415,000円	332,000円
7人槽（延床面積＞130平方メートル）	517,000円	414,000円
10人槽（台所・浴室共に2カ所以上）	685,000円	548,000円
宅内配管工事費加算	+33万円	
撤去費加算	みなし浄化槽+15万円 くみ取り便槽+12万円	

資料：環境都市推進課

（2）今後の計画

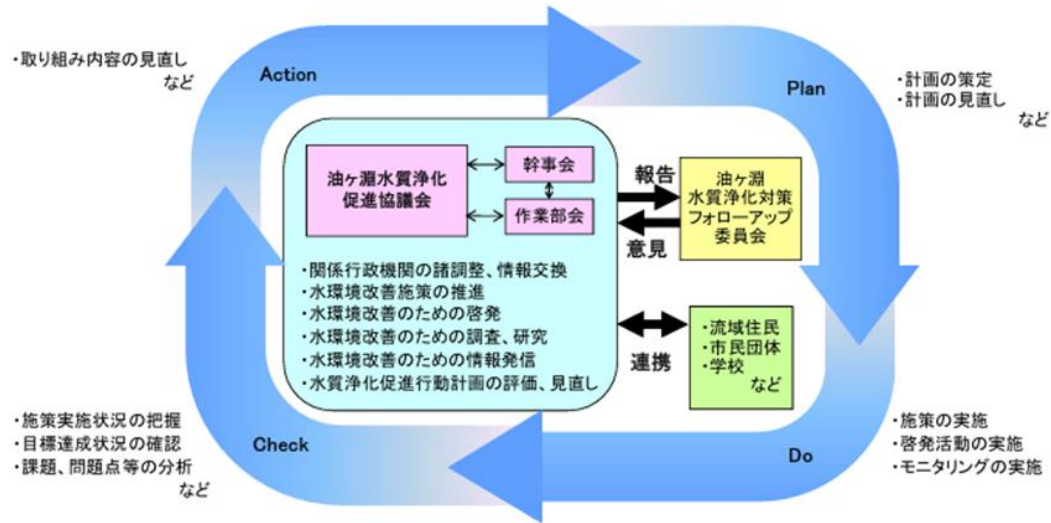
本市では、生活排水対策の普及・啓発事業として、河川環境美化を推進しています。

今日の生活排水の諸問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境問題について理解と認識を深め、環境に配慮した生活行動を実践していくことが不可欠であることから、その活動のさらなる普及と支援が必要です。生活排水対策について、市が何に向かって施策を講じているのか明確にし、それを市民一人ひとりに伝える努力をし、それらを知った市民、事業者が自主的に活動できるような支援を推進します。

活動の普及・支援として、環境ボランティアの育成及び活動の推進、河川美化活動等の住民活動の支援、また世代を問わず不可欠な環境教育・環境学習の推進に努めます。

市から市民、事業者への一方向の支援、施策の伝達ではなく、市民、事業者の活動への参加を促すための合意形成として、生活排水についての現状、市などの方針・施策等の市民・事業者への情報提供、さらに、方針・施策等に対する意見・提案の募集を行うなど、生活排水問題に取り組むための事業や施策への市民意見の反映の仕組みづくりに努めます。

図 8.1 関係機関、流域住民との連携



9. 参考資料

9.1. 用語解説

「生活排水」

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいいます。（なお、「生活雑排水」は、生活排水のうち、し尿を除くものをいいます。）

「水質汚濁防止法」

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域の汚濁の防止を図るなどを目的とした法律です。

「類型指定」

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定のことをいいます。

「公共用水域」

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びそれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものを除く。）をいいます。

「pH（水素イオン濃度）」

水の酸性、アルカリ性の程度を示すもので、中性が7であり、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になればアルカリ性が強まります。日本の河川では通常7前後で、6.5～8.5の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水質にも悪影響をもたらします。

「BOD（生物化学的酸素要求量）」 [Biochemical Oxygen Demand]

河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニア等になり、その際、必要とする酸素量のことをいいます。数値が、大きければ大きいほど、水質汚濁が著しいことを示します

「SS（浮遊物質質量）」 [Suspended Solid]

浮遊物質とは水中に浮遊している粒径2mm以下の物質（砂粒、プランクトンなど）で、指

定のろ過材で濾過、乾燥させてその重量を測り水中の濃度で表します。

「COD（化学的酸素要求量）」[Chemical Oxygen Demand]

水中の被酸化物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量で、主に、湖沼や海域の汚濁を測る代表的な指標であり、数値が、大きければ大きいほど、水質汚濁が著しいことを示します。

「75%水質値」

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目【nは日間平均値のデータ数】のデータの値です（ $0.75 \times n$ の値が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります）。

「DO（溶存酸素量）」[Dissolved Oxygen]

水中に溶解している酸素量で、溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物などの呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗などが起こります。

「大腸菌数」

大腸菌そのものは無害で人体内にも多量に存在していますが、糞尿とともに排出されるので、病原菌汚染の間接的指標として重要です。

「全窒素及び全磷」

水中の窒素及び磷の濃度が上昇し水域が富栄養化すると、透明度の低下等による景観の悪化、水道水の異臭味や浄水場濾過障害の発生、魚介類のへい死等の障害が起こります。

「下水道」

住居環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設です。また、川、湖、海といった水環境の水質保全のための重要な施設です。

「農業集落排水処理施設」

農業振興地域を集落単位で整備し、集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水又は雨水を処理する施設で、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としています。

「コミュニティ・プラント」

団地や集落などの単位で、各家庭からし尿と生活雑排水を併せて管路により収集し集合処理する施設であって、廃棄物処理施設整備国庫補助事業の対象施設となったものをいいます。

「単独処理浄化槽」

し尿（水洗トイレの汚水）だけを単独で処理する浄化槽。

「合併処理浄化槽」

し尿と生活雑排水の両方を併せて処理する浄化槽。

10. 参考文献

10.1. 第9次安城市総合計画（安城市）

第9次安城市総合計画（以下「総合計画」という。）は、本市の自治体経営の最上位に位置づけられる計画であり、子育てや学校教育、福祉、産業、都市計画など行政が携わる全分野が共通して目指す方向性を示すものです。計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8年間です。

計画では、まちの未来を担う子どもたちが、社会全体で大切に育まれ、健やかに成長できるまち。そんなまちを創ることで、誰もが未来に希望を持ち、幸せを実感し続けることができるようになると思います。目指す都市像の実現に向け、施策を戦略的に進めるため、「しくみ」「ちから」「ばしょ」の3つの重点戦略を掲げ、行政分野を横断して重点的に取り組むプロジェクトを設定します。

～分野別計画～

（1）「しくみ」をつくる

子どもを育むための「しくみ」とは、子どもを生み育てたいという希望がかなう環境であると考えます。妊娠から出産、その後の子どもの成長過程における切れ目のない支援や、子どもが心豊かに、健やかに成長できる教育環境の充実を図り、地域でのつながり、支え合いにより子どもを育む優しい「しくみ」をつくります。

（2）「ちから」を蓄える

子どもを育むための「ちから」とは、安定した経済基盤に支えられた豊かな暮らしを守り、市民一人ひとりが活力に満ちた生活を送ることができる環境であると考えます。本市のこれまでの発展を支えてきた産業のさらなる成長と市民活力の向上を図ることにより、子どもを育む確かな「ちから」を蓄えます。

（3）「ばしょ」を築く

子どもを育むための「ばしょ」とは、安全・安心で快適な生活環境が整い、生まれ育った子どもがまちへの愛着を持ち、住み続けたいと思うまちであると考えます。暮らしの安全を確保し、魅力的なまちづくりを進めるとともに、これまで引き継がれてきた豊かな環境を守ることにより、子どもを育む安らぎの「ばしょ」を築きます。

10.2. 第2次安城市環境基本計画（安城市）

環境基本計画は、平成13年3月に策定した第1次計画（計画期間20年、最終目標年次・平成32年）を5年ごとに改定して完了した後、令和3年3月に第2次安城市環境基本計画を策定し、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとしています。第2次計画は、社会情勢の変化や取組の進捗を踏まえ、計画期間の中間年にあたる令和8年（2026年）3月に改定されたものです。

また計画は、第9次安城市総合計画の目指す都市像「ともに育み、未来をつくるしあわせ共創都市 安城」の実現のため、同計画の環境分野の施策が目指すまちの将来像を基本理念とし、本計画の理想とするまちの姿を「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」としています。ゼロカーボンシティ表明およびSDGs 未来都市選定の趣旨と整合し、子どもを核としたまちづくりの視点を横断的に取り入れます。

理想とするまち「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」を実現するために必要な取組として、安城市環境基本条例第8条に位置づけられた5つの方針を「生活環境保全」「自然・都市共生」「資源循環」「地球温暖化対策」の4つの施策の柱とし、第3条に定められた市民・事業者・行政が「自主的かつ積極的に行動する」という理念の部分を、柱を支える土台とします。

生活排水対策では以下の政策を行います。

表 10.1 施策の展開

施策名	取り組み内容
生活環境保全	○下水道の整備・維持管理を行います。
	○合併処理浄化槽の普及を促進します。
	○農薬や化学肥料の使用量の削減を促進します。
	○農地から河川などへの濁水の流出抑制を促進します。
	○明治用水をはじめ水資源の重要性について意識の向上を図ります。
	○矢作川水源の森の保全を図ります。
	○県などと連携し、水質汚濁に関する苦情対応、油事故対応を行います。
自然・都市共生	○多自然川づくりを推進します。

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水の両方を併せて処理する浄化槽。

表 10.2 成果指標と目標値（生活環境保全）

指標名	基準値 (令和元年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
水質の環境基準達成率	64%	86%	100%
指標の見方			
BOD や COD などの環境基準を達成します。			

表 10.3 成果指標と目標値（自然・都市共生）

指標名	基準値 (令和元年度)	最新値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
多自然川づくり整備延長距離	6,600m	7,864m	↑
指標の見方			
生物の生息環境と多様な景観を有した、自然が豊かな河川を増やします。			

10.3. 高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030（油ヶ淵ルネッサンス計画）
（油ヶ淵水質浄化促進協議会）

油ヶ淵は県内唯一の天然汽水湖ですが、汚濁負荷の流入等により、環境基準を大幅に越える水質汚濁が続いています。この対策として、県と流域四市（安城市、碧南市、西尾市、高浜市）で構成する油ヶ淵水質浄化促進協議会は、平成6年に、油ヶ淵水環境改善緊急行動計画「清流ルネッサンス21」を策定しました。

協議会は、「清流ルネッサンス21」に残された課題を総括し、平成16年11月に新たに「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、平成23年度に改定をし、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」は、令和2年度までを計画期間として目標水質COD（75%値）を6mg/L以下に新たに設定し、引き続き底層DO（溶存酸素量）3mg/L以上、にごり（透視度）30cm以上に設定しました。現在、関係機関が連携し、水環境改善に取り組んでおりますが、令和2年度までに目標水質の達成には到っていない状況です。達成するための施策の内容は表10.4のとおりです。

本計画は、令和12年度を目標にして、県及び地元市と河川管理者・下水道管理者及び関係機関が連携し、水環境改善に取り組むため対策を進めております。

（1）目標年度

令和12年度

（2）目標水質等

油ヶ淵の環境基準値は、COD（75%値）で5mg/Lであるが、暫定的な目標水質として目標年次までにCOD（75%値）6mg/L以下に改善することを目標としている。

また、年間を通してDO 3mg/L以上、透視度 30cm 以上を改善目標としている。

表 10.4 各対策による削減負荷量のとりまとめ

施策	対策内容	各対策で目標とする削減負荷量（トン/年）			
		COD	全窒素	全リン	浮遊物質
合 計	下記の全対策を実施した場合の削減負荷量	115.9	64.6	5.5	258.1
生活系対策	下水道整備等を進めた場合の削減負荷量2018年度確定値と2030年度計画による、下水処理継続人口の増加人口と汚水原単位から算定）	67.5	24.6	3.3	89
産業系 その他系対策	産業排水対策（指定事業場の負荷量削減）、その他対策（土地系等の負荷量削減）の仮値を設定	19.6 （仮値）	24.3 （仮値）	0 （仮値）	1.1 （仮値）
農地系対策	代かき期の濁水流出防止等による削減負荷量（代かき期の濁水流出防止等により、代かき無し・代かき有りの面積割合が現況 40：60 から目標 60：40 になった場合の比率の変化分を現況負荷量からの削減負荷量として設定）	28.7	15.7	2.2	167.6
市街地系対策	市街地対策（雨水貯留タンク転用・設置）を実施した場合の削減負荷量（雨水貯留設置基数と原単位等を用いて算定）	0.08	0.02	0.002	0.4

10.4. 安城市污水適正処理構想（安城市）

平成8年度に、下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった污水处理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の污水处理施設整備の方針となる「污水適正処理構想」を策定しました。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成15年度、平成23年度、平成28年度に見直しを行い、令和4年度に見直しを行いました。

なお本市においては、昭和49年より矢作川処理区、平成2年より境川処理区、平成5年より衣浦東部処理区を流域関連公共下水道として事業着手し、平成5年に矢作川処理区の一部が供用開始され、令和7年度をもって概成しました。今後は適正な維持管理を進めていきます。

本市において、流域関連公共下水道事業は令和7年度をもって概成しました。この構想の中では、将来における各処理施設別の処理人口の構成比等を以下の表10.5のとおり定めています。

表 10.5 下水道等整備状況の推移予測

区分		現況基準年度 令和2年度末			中間目標年度 令和7年度末			最終像		
		整備面積	処理人口	割合	整備面積	処理人口	割合	計画面積	計画人口	割合
		(ha)	(人)	(%)	(ha)	(人)	(%)	(ha)	(人)	(%)
污水处理 施設整備	流域関連公共下水道事業	2,103.9	142,265	74.9%	2,308.1	152,995	80.1%	2,308.1	152,995	80.1%
	流域関連特定環境保全 公共下水道	349.6	12,764	6.7%	418.9	13,945	7.3%	418.9	13,945	7.3%
	農業集落排水事業	45.1	1,955	1.0%	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0%
	小 計	2498.7	156,984	82.7%	2727.0	166,940	87.4%	2727.0	166,940	87.4%
	合併処理浄化槽	—	16,687	8.8%	—	20,374	10.7%	5878.0	24,060	12.6%
小 計		—	173,671	91.5%	—	187,314	98.1%	8605.0	191,000	100.0%
未整備区域 (単独処理浄化槽・くみ取り等)		—	16,206	8.5%	—	3,686	1.9%	—	—	—
合計（行政人口）		—	189,877	100.0%	—	191,000	100.0%	8605.0	191,000	100.0%

10.5. 全県域污水適正処理構想（愛知県）

平成8年度に、県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった污水处理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の污水处理施設整備の方針となる「全県域污水適正処理構想」を策定しました。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成15年度、平成23年度、平成28年度に見直しを行い、また新たに令和5年度に見直しを行いました。

（1）アクションプランと污水处理の構成比率

この構想の中では、市町村の計画を基に県内全域について将来における各処理施設別の処理人口の構成比及び市町村数を以下の表10.6のとおり定めています。

表 10.6 下水道等整備状況の推移予測

項目	令和3年度末		見直し後					見直し前	
			令和8年度末		整備完了時			整備完了時	
	污水处理 人口（人）	割合 （％）	污水处理 人口（人）	割合 （％）	污水处理 人口（人）	割合 （％） A	見直し前との差 A-B（％）	污水处理 人口（人）	割合 （％） B
下水道	6,054,352	80.6	6,288,967	84.4	6,704,441	90.5	-2.1	6,814,440	92.6
農業・漁業集落排水施設	136,501	1.8	126,809	1.7	107,957	1.5	-0.5	148,479	2.0
コミュニティ・プラント	9,690	0.1	7,819	0.1	2,232	0.0	-0.1	7,874	0.1
合併処理浄化槽等	737,151	9.8	672,248	9.0	597,514	8.1	2.9	384,748	5.2
合計	6,937,694	92.3	7,095,843	95.2	7,412,144	100.0		7,355,541	100.0
未普及	577,313	7.7	359,065	4.8	0	0.0		0	0.0
行政人口	7,515,007	100.0	7,454,908	100.0	7,412,144	100.0		7,355,541	100.0

（2）アクションプランに基づく整備推進

令和8年度末の県全体での污水处理人口普及率95%以上を達成するためアクションプランに基づき、計画的かつ効率的に整備を進める。また、整備を進めるにあたっての配慮すべき事項を実行メニューとして、以下に示す。

【推進する取り組み】

- ・下水道整備の年間整備量の増加を検討・実施を図る。
- ・下水道整備の低コスト手法の採用や設計・施工一括発注方式の導入を検討・実施を図る。
- ・浄化槽設置費補助事業の新設・拡充を検討・実施を図る。
- ・浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽の導入を検討・実施を図る。

10.6. 県民の生活環境の保全等に関する条例（愛知県）

県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」が平成15年10月に施行され、同条例第83条第2項の規定に基づき、「生活排水対策に関する基本方針」が策定されました。

以下に、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の生活排水対策に関わる部分を抜粋したものと、「生活排水対策に関する基本方針」の概要を示します。

県民の生活環境の保全等に関する条例（第三章 第三節 生活排水対策より抜粋）

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第三節 生活排水対策

第八十三条 県は、生活排水対策（生活排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。）に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。

3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項

三 その他生活排水対策に関し必要な事項

4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

一部改正〔平成二三年条例二〇号〕

（生活排水を排出する者の責務等）

第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（生活排水の適正な処理）

第八十五条 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（同号イに該当するものに限る。）が

整備されている区域及び同法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設（農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。）に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。一部改正〔平成二四年条例二四号・二七年五二号〕

（市町村に対する支援）

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他の支援を行うよう努めるものとする。

10.7. 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱

(目 的)

第1 油ヶ淵の水質浄化を図るため、油ヶ淵水質浄化促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2 協議会は、第1の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 水質保全対策の推進に関すること。
- (2) 水質保全のための啓発及び実践活動に関すること。
- (3) 水質浄化促進行動計画の策定・実施及び効果の評価に関すること。
- (4) 水質保全のうちにごり改善対策に関すること。
- (5) 水質保全のための調査、研究に関すること。
- (6) 水質保全に必要な情報交換に関すること。
- (7) その他水質保全に必要と認められること。

(構 成)

第3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 愛知県知事
- (2) 碧南市長
- (3) 安城市長
- (4) 西尾市長
- (5) 高浜市長

(役 員)

第4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

2 会長は、愛知県知事をもってあてる。

3 副会長及び監事は構成員の互選により定め、その任期は1年とする。

(役員の仕事)

第5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会 議)

第6 協議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 協議会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会)

第7 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、会長が召集し、別表2に定める者が議長となる。

4 幹事会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会の所掌)

第8 幹事会は、協議会の委任を受けた事項について企画立案及び決定を行う。

(作業部会)

第9 幹事会は、企画立案に必要な調査研究を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第10 協議会の事務を処理するため、別表3のとおり事務局を置く。

(委員会等)

第11 協議会は、事業の実施に必要な場合に有識者等から意見を求めることができる。

(コンソーシアム等)

第12 協議会は、事業の実施に必要な場合に任意の事業体を設置することができる。

(経 費)

第13 協議会の経費は、愛知県、碧南市、安城市、西尾市及び高浜市の負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(雑 則)

第14 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 7 の 2 関係）

愛 知 県	環境局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 西三河県民事務所長 西三河農林水産事務所長 西三河建設事務所長 知立建設事務所長
碧 南 市	経済環境部長 建設部長 開発水道部長
安 城 市	産業部長 環境部長 建設部長 上下水道部長
西 尾 市	産業部長 環境部長 上下水道部長
高 浜 市	市民部長 都市政策部長

別表 2（第 7 の 3 関係）

事 業	議 長
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) 以外に関する事項について	愛 知 県 環 境 局 長
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) に関する事項について	愛 知 県 建 設 局 長

別表 3（第 1 0 関係）

所 掌 事 務	事 務 局
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) 及び (4) 以外に関する事項について	愛知県環境局環境政策部 水大気環境課
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) に関する事項について	愛知県建設局 上下水道課及び河川課
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(4) に関する事項について	愛知県 環境局環境政策部水大気環境課、 農業水産局農政部農業経営課 及び 建設局河川課